

日本のマネロン対策、次の一手

【新連載】第1回

拡大する マネロン等リスクの正体



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

G7の中で見劣りする 日本の現状

2021年8月に公表されたFATFの第4次対日相互審査報告書において、日本の総合評価は「通常フォローアップ」に次ぐ「重点フォローアップ」となり、G7の中で最も低い評価となった(注1)。

財務省、警察庁、金融庁等関係省庁は、21年8月の報告書公表に合わせ「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げ、さまざまな施策に取り組んでいる。こうした中で日本は22年6月、FATF

から法令等整備状況における勧告2(国内関係当局間の協力)について、充足水準への評価引き上げ(PC)一部履行↓LC(おおむね履行)がなされた。また、22年12月に参議院本会議で可決・成立した「FATF勧告対応法」によって、犯罪収益移転防止法など6本の法律の改正が予定されている。これに伴い勧告5(テロ資金供与)、勧告6(テロリストの資産凍結)、勧告7(拡散金融)など複数の項目での評価引き上げが期待される。

しかし、勧告8(非営利団体の悪用防止)、勧告12(重要な公的地位を有する者)、勧告24

(法人等の実質的支配者)、勧告25(法的取極の実質的支配者)、勧告22、23、28(非金融特定事業者に関する勧告)に関連する法令改正はなされていない。第5次審査で「通常フォローアップ」を指すのであれば、さらなる戦略的な取り組みが必要だろう。

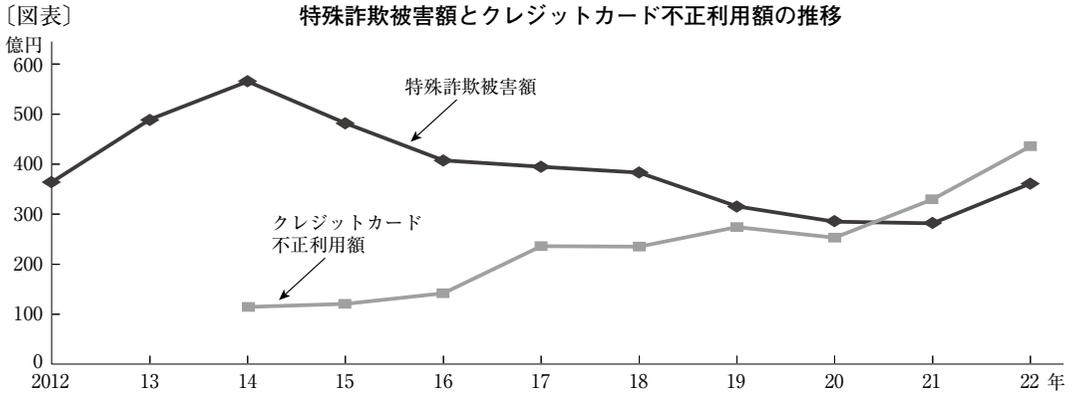
本連載では、わが国がマネロン等対策(注2)のため打つべき「次の一手」として、官民で取り組むべき課題を「見える化」していきたい。

再び増加し始めた 特殊詐欺被害

マネロンとは、一般に、犯罪によって得た収益について、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れることを企図する行為をいう。このような行為を放置すると、犯罪による収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪を助長してしまう。さらに、犯罪による収益が他に移転して事業活動に用いられることで、健全な経済活動に重大な悪影響を与えることになる。そこで、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネロン等を防止することが欠かせない。

マネロン等には、「前提犯罪」によって不法に得られた資金が使われる。主な前提犯罪の一つは、特殊詐欺をはじめとする詐欺である。特殊詐欺とは、電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどとうそを述べてATMを操作

特殊詐欺被害額とクレジットカード不正利用額の推移



(出所) 警察庁、日本クレジット協会資料から筆者作成。

拡大し続ける クレジットカード不正利用

クレジットカードの不正利用額も増加傾向にあり(図表)、21年には年間330億円を超えた。さらに22年は年間436億円に達し、前年比32%増となっている(注6)。

なお、21年のクレジットカードの不正利用額のうち94%が番

させ犯人の口座に送金させたりする犯罪や、現金等を脅し取ったり、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取ったりする犯罪である。その被害については、図表のとおり、14年の566億円(注3)がピークで、その後、官民の連携によって、7年間にわたって減少を続け、21年には282億円(注4)まで減少した。しかし22年には361億円(注5)と、8年ぶりに増加に転じている。

これらの状況を踏まえ、政府は3月17日、犯罪対策閣僚会議を開き、省庁横断で取り組む緊急対策を決定する等、対応強化を図っている。

号盗用であり、その多くが、フィッシング詐欺等によるものと推測されている(注7)。フィッシング詐欺とは、送信者を詐称した電子メールを送り付けたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号やアカウント情報(ユーザーID、パスワードなど)といった重要な個人情報を読み出す行為を指す(注8)。

足元、金融犯罪の被害は増加しており、わが国の直面するマネロン等のリスクは拡大している。

(本稿の意見に関する部分は筆者の個人的見解である)

(注1) 詳細は拙稿「FATF第4

次審査結果、G7の中で見劣りする日本の評価」(本誌2023年2月14日号)参照。

2 本連載では、マネー・ロー

ンダリング(資金洗浄)、テロ資金供与、拡散金融を総称して「マネロン等」としている。

3 警察庁「平成26年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」

4 警察庁「令和3年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について」

5 警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等について」

6 日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害の集計結果について(2023年3月31日)」

7 日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害のうち『番号盗用』の内訳について」(2022年9月13日)

8 総務省「国民のための情報セキュリティサイト」

おざき ひろし

88年東京大学経済学部卒、三井銀行(現三井住友銀行)入行。91年大蔵省出向(国際金融局調査課)、93年外務省出向(在米日本大使館財務班)などを経て、17年総務部付部長兼AML金融犯罪対応室長。18年金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長、22年7〜12月主任統括検査官。23年1月から現職。